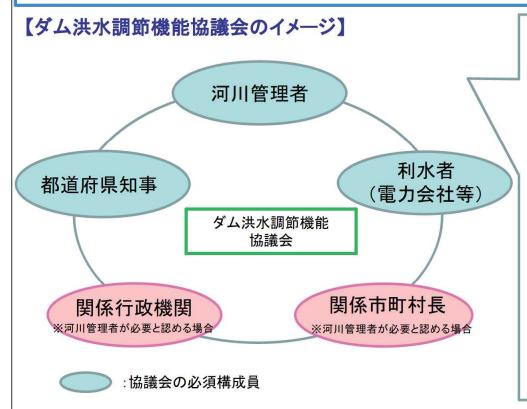
## 【河川法改正】利水ダム等の事前放流に係る協議会制度の創設

- ダムによる洪水調節は従来より有効な治水対策であるが、近年の水害の激甚化・頻発化により、治水ダム に加え、利水ダムの洪水調節への活用が求められている。
- 〇 電力会社等の事業者が設置・管理する利水ダム等で実施されている<u>事前放流の取組を継続的なものとする</u> ため、関係者による協議の場について、法的枠組が必要。

### 【改正概要】

河川管理者、利水者(電力会社等)、流域自治体等で構成される「ダム洪水調節機能協議会」制度 を創設



### (協議会設置)

一級河川:設置必須 二級河川:設置任意

### (構成員)

- •河川管理者
- •利水者(電力会社等)
- •関係都道府県知事
- ・関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が 必要と認める者

#### (協議事項の例)

- ・河川管理者と利水者等による治水協定の締結・見直し
- ・ソフト・ハードー体となった利水ダム等の洪水調節機能 強化に向けた取組の工程表の作成・見直し



構成員は協議に応じなければならない 構成員は協議結果を尊重

# H

行令(平成二年輕令第二百七十一号)(担) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一 市兵農園整備仮進法施
令(昭和四十年政令第百九十八号)(	方住宅供給公社法施
に限る。)後の条文)	める日から施行する部分に
正する法律(令和三年法律第三十一号)による改正(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定	被害対策法等の一部を改
促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)(抄)(特定都市河川浸水	○ 防災のための集団移転
促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四百三十二号)(抄) ・・・・・・・41	D 防災のための集団移転
六十二年法律第六十三号)(抄)1	集落地域整備法(昭和
関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 幹線道路の沿道の整備
律第百十号)(抄)39	○ 景観法 (平成十六年法
法律第百九十三号)(抄)	) 水防法 (昭和二十四年
<ul><li>の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	) 地域における歴史的風致
(街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)(抄)37	② 密集市街地における防災
四十四年政令第百五十八号)(抄)36	都市計画法施行令(昭和
して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する部分に限る。)後の条文)2	改正(公布の目から起算
三年法律第百号)(抄)(特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十一号)による	〇 都市計画法(昭和四十
五年法律第二百一号)(抄)26	) 建築基準法(昭和二十
:二十五年政令第三百三十八号)(抄)22	) 建築基準法施行令(昭和
年法律第二百十九号)(抄)21	土地収用法(昭和二十六
業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)(抄)	〇 公共土木施設災害復旧事
年法律第六十七号)(抄)20	〕 地方自治法(昭和二十二
9	る改正後の条文)・・・
(律第百六十七号) (抄) (特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十一号) によ	河川法(昭和三十九年法
十年政令第十四号)(抄)	<ul><li>河川法施行令(昭和四</li></ul>
、して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する部分に限る。)後の条文) ·······1	る改正(公布の日から起算
年法律第七十九号)(抄)(特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十一号)によ	〇 下水道法 (昭和三十三
十四年政令第百四十七号)(抄)1	〇 下水道法施行令 (昭和

# ム洪 水 調節 機能協議会)

条において る。 「利水ダム等」という二 河川管理者は、ス うその ) 管 の洪水調節機能の肉管理する一級河川に乳 向上を図れ るための に十 必四 要条 な協議を行うため、 第一項に規定するダ 4 4 一人以は 水調節機能協議会を組織す河川管理施設であるダム( 次 るも ものとす

1

Т

- 2 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十河川管理者 る
- 六条第 -項 0 許可 を受けた者

79

- 4 3 知 同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通
- 5 6 ダム洪水調節機能協議会において協議が調つた事項については、ダム洪水型の関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者の関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者の関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者の関係都道府県知事と関係都道府県知事 な協力 ときは、その構成員以外のがある場合を除き、当該通 関係行政機関に対し、知に係る協議に応じな 資け 料れ 代ばならない。 表 明 説 明その他必要
- 6 V ダム洪水調節機能協議会の 構成員はその協議の結果を尊 重 な け ればならな
- 前各項に定める もの 0 II か 4 4 洪 水 調節機 能 協 議会 0 運 営に関 し必要 な事 項 は、 4 A 洪 水調節 機 能協 議 会が定 do 3

第五十一名 都道府県ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができる。府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができる。(都道府県ダム洪水調節機能協議会) ム等の洪水調節機能の 向上 を図るために必要な協議を行うため、 都道

- 2

- 3 の前 は条関利河 は「次条第一項」と、「前条第三項から第七項までの関係行政機関、関係市町材利水ダム等に係る水利使用利水ダム等に係る水利使用河川管理者 前項第二号及び第三号」とあるのは「同条第二項第二号」との規定は、都道府県ダム洪水調節機能協議会について準用すが長その他の河川管理者が必要と認める者(用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者 と読み替える。このに る場 ものに とする。 同条第三項 中 第 項

第五 + 八 (条の十三 ) 河対川す 協力 団川 体が理 第五 十許 八条の九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十条、可等の特例) 第二十四条、 第